

入札・契約制度改革に係る取組方針に基づく見直しの概要

取組方針		進捗状況	施行時期等
① 入札の透明性の確保	(1) 発注基準の見直し	完了 ○串間市建設工事等指名競争入札参加者の指名基準を定める要綱（新発注基準）の制定施行 ・選定基準（施工地区（地域性）、受注実績、選定回数、市貢献事業者等）の明文化 ・選定制限（市税滞納者、親子会社等、入札連続辞退業者等）の明文化	R7.4月施行
	(2) 第三者によるチェック体制の構築	完了 ○串間市入札等監視委員会設置 ・入札等監視委員 4名（大学教授、弁護士、税理士、公認会計士） ・毎月開催される指名審査会の監視 ・定例会議（年1回以上開催）による入札・契約に関する審議、助言、具申	R6.10月設置
	(3) 予定価格の公表方法の検証	完了 ○公表方法の方針決定 原則、事前公表を継続。ただし、建設業者等の積算能力の向上に資することを目的として、市単独事業であることや災害復旧事業でないことなどを条件に、一部、事後公表による入札を実施する予定。	R8.4月実施
② 入札・契約事務の執行体制の強化	(1) 指名業者選定案の文書管理の徹底	完了 ○業務マニュアルの整備・運用 ・指名業者選定案の所属長決裁の明記 ・指名業者選定案の公文書化	R7.3月整備
	(2) 審査会会長への事前レクチャーの見直し	完了 ○指名審査会会長（副市長）への指名業者選定案に関する事前レクチャーの禁止 ○業務マニュアルに「指名業者選定案に関する事前レクチャーの厳禁」を明記	R6.1月廃止 R7.3月整備

（裏面へつづく）

取組方針		進捗状況	施行時期等
② 入札・契約事務の執行体制の強化	(3) 入札・契約事務の体制強化	完了 ○財務課契約管財係を分離し、入札・契約事務に特化した「入札・契約係」を新設 ○業務マニュアルの整備・運用 ・業務マニュアルに詳細な業務分担、業務内容等を明記 ・入札結果の公表方法の見直し (R6.11月より、市ホームページにて入札結果の公表を開始)	R6.4月設置 R7.3月整備
③ 入札制度の見直し	(1) 一般競争入札を含めた入札制度の検討	完了 ○串間市条件付一般競争入札（事後審査型）実施要綱の制定 ・入札参加条件 原則、市内に主たる営業所等を有する事業者 (ただし、市内業者が少数の場合、又は、特殊な工事である等の理由により、市内業者のみで競争性が確保できない場合は、市外業者を入札に参加させることができる。) ・対象工事の予定価格 原則3千万円以上 ※ただし、管工事（水道指定店）は、原則1千5百万円以上 解体工事は、原則1千万円以上	R8.4月施行
④ 入札方法の見直し	(1) 電子入札の導入	完了 ○宮崎県電子入札システム導入済み ○令和8年度より、電子入札に習熟している土木工事Aランクから、順次、実施予定 ※デジタル化に不安のある業者も一定数いることから、以下の点に配慮しながら実施 ・紙入札と電子入札の併用（当分の間） ・電子入札に係る業者向け説明会の開催 ・既に電子入札を導入している他市町村の運用方法の情報収集等	R7.10月導入

※太枠 は、令和7年度中に見直したものの